

舞鶴市農地改良に伴う田畑転換等に関する取扱要綱

平成17年6月8日舞鶴市農業委員会告示第1号

一部改正 平成22年7月6日告示第1号

平成23年7月15日告示第1号

平成27年7月10日告示第11号

平成28年5月9日告示第4号

平成29年10月6日告示第8号

令和3年11月9日告示第1号

令和6年10月8日告示第8号

(目的)

第1条 この要綱は、農地改良に伴う田畑転換(以下「田畑転換」という。)及び2アール未満の農業用施設用地の転用(以下「転用」という。)に関し必要な指導を行うことにより、生産性・収益性を向上させ、優良農地の確保・保全を図るとともに、工事による周辺農地への被害を未然に防止することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 農地 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する農地をいう。
- (2) 農地改良 農業上の利用の改善を目的として農地の所有者又は耕作者が行う農地の盛土又は掘削等の行為をいう。(土砂の処分のみを目的とした農地への土砂の搬入は、農地法第4条第1項又は第5条第1項に規定する「農地を農地以外のもの」にする行為であり、農地改良には該当しない。)
- (3) 田畑転換 農地を耕土及び土砂により盛土又は掘削等をして形状変更することをいう。
- (4) 農業施設用地 農地法第4条第1項第8号及び同施行規則第29条第1号に定める2アール未満の農業用に使用する建物等の用地をいう。
- (5) 転用 農地を盛土して農業施設用地にすることをいう。
- (6) 耕土 耕作に適する土で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物(一般廃棄物及び産業廃棄物)が混入していない土をいう。
- (7) 土砂 農地の下層部分の盛土に供する物で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物(一般廃棄物及び産業廃棄物)が混入していない土砂をいう。
- (8) 事業主 田畑転換又は転用に係る農地の所有者又は耕作者をいう。
- (9) 工事施工者 田畑転換又は転用に係る工事の請負人又は請負契約によらないで自らその工事を施工する者をいう。

(田畑転換の届出)

第3条 形状変更が50cm以上又は搬入土量が300m³を超える田畑転換工事を施行しようとする事業主は、工事着手前までに、農地改良に伴う田畑転換届出書(様式第1号。以下「田畑転換届出書」という。)に、次に掲げる書類を添付のうえ、舞鶴市農業委員会(以下「農業委員会」という。)に提出し、審査を受けなければならない。また、事業着手後計画変更しようとする場合も同様とする。

- ① 届出地の位置を示す見取図
- ② 届出地の字限図(公図の写)

- ③ 隣接農地耕作者の同意書
 - ④ 地元区長または農事組合長の同意書
 - ⑤ 施工者の農地改良工事計画書(様式第2号)・工事施工確約書(様式第3号)、平面図及び断面図(造成前後の状況がわかるもの)
 - ⑥ 作付計画書(様式第4号)
 - ⑦ 廃棄物で埋め立てしない旨の誓約書(様式第5号)
 - ⑧ その他必要と認められる書類
- 2 田畑転換の施工面積が、3,000㎡以上かつ盛土の高さがおおむね10cmを超える工事を施工しようとする事業主は、京都府知事の許可が必要になる場合があるのだから、あらかじめ農業委員会と協議しなければならない。

(転用の届出)

第4条 転用工事を施行しようとする事業主は、工事着手前までに、2アール未満の農業用施設用地の転用届出書(様式第6号。以下「農業用施設用地の転用届出書」という。)に、次に掲げる書類を添付のうえ、農業委員会に提出し、審査を受けなければならない。また、事業着手後計画変更しようとする場合も同様とする。

- ① 届出地の位置を示す見取図
- ② 届出地の字限図(公図の写)
- ③ 隣接農地耕作者の同意書
- ④ 地元区長または農事組合長の同意書
- ⑤ 施工者の改良工事計画書(様式第7号)・工事施工確約書(様式第3号)、平面図及び断面図(造成前後の状況がわかるもの)
- ⑥ 廃棄物で埋め立てしない旨の誓約書(様式第5号)
- ⑦ 施設の配置図
- ⑧ 建物の平面図及び立面図
- ⑨ その他必要と認められる書類

(届出書の受理)

第5条 田畑転換届出書及び農業用施設用地の転用届出書(以下「各届出書」という。)は、総会において審査した後、受理するものとする。なお、受理決定したものについては、事業主に受理通知書(様式第8、9号)を交付するものとする。ただし、次の各号に該当する場合は受理しないものとする。

- (1) 周辺及び隣接地の形状と比較して、特段かさあげ(盛土)の必要がないと、客観的に判断される場合
 - (2) 届出に係る農地が賃貸借等の目的となっている場合で耕作者の同意書がない場合
 - (3) 届出農地で紛争が生じている場合
 - (4) 届出農地の形状変更及び転用により、周辺農地の耕作や水利等に悪影響を及ぼすおそれのある場合
 - (5) 田畑転換の場合で、農地への復元あるいは作付けが困難と考えられる場合
 - (6) 盛土用の土砂又は耕土に廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条に規定する廃棄物(一般廃棄物及び産業廃棄物)が混入している場合
 - (7) 従前に田畑転換を行った事例がある者については、当該改良された農地が農地として十分に利用されていない場合。ただし、止むを得ない理由で農地としての利用ができない場合は、この限りでない。
- 2 市街化区域内農地の届出については、「市街化区域内農地の転用届出の事務処理に関する規程」に準じ、会長が専決することができるものとする。
- 3 災害等により緊急を要する場合等、会長が特に必要と認めた場合は、会長が専決することができるものとする。

(事業主等の責務)

第6条 事業主及び工事施工者(以下「事業主等」という。)は、工事を施工するに当たっては、近傍農地等の被害を防止するとともに、災害を防止し、農業環境等を保全するため、十分な処置を講ずるとともに、次の要件を満たすようにしなければならない。

(1) 田畑転換における盛土の表層は、耕土を使用すること。

(2) 田畑転換における耕土の覆土高は、作付計画書に示された作物に適した厚さに盛土すること。

2 事業主等は、工事を施工するに当たり、あらかじめ当該工事の施工に係る農地の周辺関係者の理解を得るとともに、次の要件を満たすようにしなければならない。

(1) 他の農地の用排水を確保するとともに、水利組合等の承諾を得ること。

(2) 農地が土地改良区受益地の場合は、当該土地改良区と協議を行うこと。

3 事業主等は、当該工事の施行に伴う苦情又は紛争が生じたときは、誠意をもって、その解決に当たること。

4 事業主等は、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)、農地法及び関係諸法令を遵守すること。

(工事の着手)

第7条 事業主等は、第5条の受理通知書を受けた後でなければ、工事に着手してはならない。

(工事の施工)

第8条 事業主等は、工事を施工するに当たっては、各届出書、届出書添付資料及び受理通知書(以下「各届出書等」という。)の内容を遵守しなければならない。

2 工事期間は、届出書に記載された工事開始日から6ヶ月以内とする。

3 前項の規定にかかわらず、止むを得ない理由で期間内に完了しない場合は、再度届出を行うことができるものとする。

(指導)

第9条 農業委員会は、工事の施行状況等が各届出書等に照らして適当でないと判断したときは、事業主等に対し各届出書等どおり事業を行うように指導するものとする。

(勧告)

第10条 農業委員会は、前条の規定による指導をした場合において、その指導を受けた者がこれに従わないとき又は従う見込みがないと認められるときは、その者に対し、農地への復元又は必要な措置を講ずるように勧告することができる。

(受理決定の取り消し)

第11条 農業委員会は、各届出書及び関係書類の記載事項と事実とに相違があることが判明したとき、又は前条の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がこれに従わないとき若しくは従う見込みがないと認められるときは、受理決定を取り消すことができる。

2 受理決定の取り消しを受けた者は、直ちに農地に復元しなければならない。

(工事の完了報告)

第12条 事業主は、工事が完了したときは、完了報告書(様式第10、11号)を農業委員会に提出し、その確認を受けなければならない。

2 農業委員会は、前項の確認をしたものについては、事業主に確認通知書(様式第12、13号)を交付するものとする。

(農地の利用)

第13条 事業主等は、田畑転換届出書の利用計画を遵守し、農業上の利用が確保されるように努めなければならない。

2 事業主は、田畑転換工事が完了した後の農地については、田畑転換届出書に記載した内容に従って利用するとともに、適正に管理しなければならない。

3 事業主は田畑転換工事完了後、原則として3年以上耕作しなければならない。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (1) 農地法第3条の規定による申請が許可された場合
- (2) 市街化区域における農地について農地法第4条又は第5条の規定による農地転届出が受理された場合
- (3) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第18条の規定による農用地利用集積計画に定められた場合(利用権の設定については期間を3年以上としたものに限る)

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は総会で定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年6月8日から施行する。

(要領の廃止)

この要綱の施行により、農地改良に伴う田畑転換及び2アール未満の農業用施設用地の転用に関する取り扱い要領(平成5年4月1日制定)は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年7月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年7月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成27年7月10日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月6日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年11月9日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和6年10月8日から施行する。

(様式第1号)

農地改良に伴う田畑転換届出書

年 月 日

(あて先) 舞鶴市農業委員会会長

住所
届出人
氏名

下記により農地を改良したいので、舞鶴市農地改良に伴う田畑転換等に関する取扱要綱第3条の規定により届け出します。

記

1 届出に係る土地の所在、地番、地目、面積等

土地の所在	地番	地目	面積 (m ²)	耕作者
舞鶴市				

2 利用計画

(1) 改良後の利用目的 1. 田 2. 畑 3. 果樹 (該当の番号を○で囲む)

(2) 作付する作目名 を栽培する。

3 農地改良計画

(1) 盛土等をして改良しなければならない理由及びその方法

(2) 改良工事施工者の住所、業者名、代表者氏名、連絡先

① 住所

② 業者名、代表者氏名

③ 電話

(3) 改良工事実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (着手から6ヶ月以内)

(4) 利用(作付)開始時期

年 月 日

4 過去の農地改良実施の有無と当該農地の現況

(様式第2号)

農地改良工事計画書

年 月 日

(あて先) 舞鶴市農業委員会長

工事施工者 住 所

氏 名

印

1 農地改良工事をする土地の所在

土地の所在	地 番	地 目	面積 (m ²)	備 考

2 工事実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 土砂及び耕土の搬入量 土砂 m³ 耕土 m³

※あらかじめ耕土を除き、土砂の搬入後耕土を埋め戻す場合は、表層部の耕土量を記入する。

4 盛土・切り土高 m

5 土砂及び耕土の搬入元 _____

6 土砂及び耕土の土質 _____

7 搬入車

車種: t車、 1日: 台、延べ: 台

8 公共工事の土砂を搬入する場合は、以下に該当工事を記入すること。

発注者 工事名

(様式第3号)

工事施工確約書

以下の農地について、別紙「農地改良工事計画書」どおりに施工し、工事実施期間内に農地として利用できる状態にすることを確約いたします。

年 月 日

(あて先) 舞鶴市農業委員会長

工事施工者 住 所

氏 名

印

1 工事実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (6ヶ月以内)

2 農地改良工事をする土地の所在

土地の所在	地番	地目	面積 (m ²)	備考

(様式第4号)

年 月 日

農地改良工事完了後の作付計画書

1 所有者(耕作者)

住 所
氏 名

2 農地改良を行う土地の現在の作付状況

土地の表示		現況地目	面積	作目・利用状況等	収量	備考
所在	地番					
					(実収量) Kg (10a当たり 収量) Kg	

注：備考欄には、作目に係る耕き、はん種、定植、収穫等の主要農作業実施の時期を記載する。

3 農地改良後の作付計画

土地の表示		現況地目	面積	作目・利用状況等	収量	備考
所在	地番					
					(実収量) Kg (10a当たり 収量) Kg	

注：備考欄には、作目に係る耕き、はん種、定植、収穫等の主要農作業実施の時期を記載する。

(様式第5号)

廃棄物で埋立てをしない旨の誓約書

年 月 日

(あて先) 舞鶴市農業委員会会長

住所
届出人
氏名 ⑩

住所
施工業者
氏名 ⑩

次の届出地に係る農地改良工事又は転用工事に際しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条に規定する廃棄物で埋立てをしないことを誓約いたします。

なお、搬入土砂等に廃棄物が混入している場合は、すべて撤去いたします。

記

届出に係る土地の所在、地番、地目、面積等

土地の所在	地番	地目	面積 (m ²)	耕作者
舞鶴市				

(様式第6号)

2アール未満の農業施設用地に伴う転用届出書

年 月 日

(あて先) 舞鶴市農業委員会会長

住所
届出人
氏名

下記により農地を改良したいので、舞鶴市農地改良に伴う田畑転換等に関する取扱要綱第4条の規定により届け出します。

記

1 届出に係る土地の所在、地番、地目、面積等

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)	耕作者
舞鶴市				

2 利用計画

(1) 改良後の利用目的 1. 農業用倉庫 2. 農作業場 3. その他 ()

(2) 利用者名

3 農業用施設用地転用計画

(1) 建設等の理由 (現在の施設の内容)

(2) 建設工事施工者の住所、業者名、代表者氏名、連絡先

① 住所

② 業者名、代表者氏名

③ 電話

(3) 工事実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日 (着手から6ヶ月以内)

(4) 利用開始時期

年 月 日

(5) 施設の概要

① 棟数 :

② 規模 :

(6) 利用方法

① 保管する農機具等の内容 :

② 作業の内容 :

(様式第7号)

改良工事計画書

年 月 日

(あて先) 舞鶴市農業委員長

工事施工者 住 所

氏 名

印

1 改良工事をする土地の所在

土地の所在	地番	地目	面積 (m ²)	備考

2 工事実施期間

年 月 日 ~ 年 月 日

3 土砂及び耕土の搬入量 土砂 m³ 耕土 m³

※あらかじめ耕土を除き、土砂の搬入後耕土を埋め戻す場合は、表層部の耕土量を記入する。

4 盛土・切り土高 m

5 土砂及び耕土の搬入元 _____

6 土砂及び耕土の土質 _____

7 搬入車

車種: t車、 1日: 台、延べ: 台

8 公共工事の土砂を搬入する場合は、以下に該当工事を記入すること。

発注者 工事名

(様式第8号)

農地改良に伴う田畑転換届出受理通知書

第 年 月 日
年 月 日

様

舞鶴市農業委員会
会長

年 月 日付で届出のあった下記農地の改良については、適当と認めましたので下記条件を付し通知します。

記

1 工事期間 年 月 日 (6ヶ月まで)

2 届出に係る土地の所在、地番、地目、面積

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)

(条件)

(様式第9号)

2 アール未満の農業用施設用地に伴う届出受理通知書

第 年 月 日 号

様

舞鶴市農業委員会
会長

年 月 日付で届出のあった下記農地の農業用施設用地への転用については、適当と認めましたので下記条件を付し通知します。

記

1 工事期間 年 月 日 (6ヶ月まで)

2 届出に係る土地の所在、地番、地目、面積

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)

(条件)

(様式第10号)

年 月 日

(あて先) 舞鶴市農業委員会会長

住所
届出者
氏名

農地改良に伴う田畑転換完了報告書

年 月 日付け、第 号で受理のあった下記土地については農地改良が完了しましたので届け出ます。

記

1 届出に係る土地の所在・地番・地目・面積

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)

2 農地改良完了年月日
年 月 日

3 現況写真 (工事中及び完了写真)

4 その他参考事項

(様式第11号)

年 月 日

(あて先) 舞鶴市農業委員会会長

住所
届出者
氏名

2アール未満の農業用施設用地転用完了報告書

年 月 日付け、第 号で受理のあった下記土地については工事（建築）を完了しましたので報告します。

記

1 届出に係る土地の所在・地番・地目・面積

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)

2 完了年月日
年 月 日

3 現況写真（工事中及び完了写真）

4 その他参考事項

(様式第12号)

農地改良に伴う田畑転換完了確認通知書

第 年 月 日 号

様

舞鶴市農業委員会
会長

年 月 日付で届出のあった下記農地の改良については、工事の完了を確認しましたので通知します。

記

届出に係る土地の所在、地番、地目、面積

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)

(様式第13号)

2アール未満の農業用施設用地転用完了確認通知書

第 年 月 日 号

様

舞鶴市農業委員会
会長

年 月 日付で届出のあった下記農地の農業用施設用地への転用については、工事の完了を確認しましたので通知します。

記

届出に係る土地の所在、地番、地目、面積

土地の所在	地番	地目	面積 (㎡)